

民訴法改正による管轄集中

民訴法改正(平成10年施行)

☆東京地裁、大阪地裁の競合管轄制度の導入

- ・特許権
- ・実用新案権
- ・回路配置利用権
- ・プログラム著作権



- 東京地裁、大阪地裁でも 提訴可能
- 専門部における充実した審理の実現

大阪高裁以西の
管轄区域の事件は
大阪地裁でも処理可能

名古屋高裁以東
の管轄区域の
事件は東京地裁
でも処理可能

